

# ゆとりある ～ 第二の人生もサポートします ～ セカンドライフに向けて

わが国は、今後もシニア世代の割合が増加していくことが見込まれています。  
そのような中、当行では、退職を迎えられるお客さまにゆとりあるセカンドライフを過ごしていただくため  
専門スタッフを各地域に配置するとともに、資産形成に向けた商品ラインナップの充実、各種情報提供に努めております。

## 専門スタッフを配置

当行では、年金受給のご相談や手続き、退職後の資産形成などお客さまの疑問や不安を解決し、ゆとりあるセカンドライフを過ごしていただくため、専門のスタッフとして“年金アドバイザー”11名を県内各地域に配置しております。



## 年金受け取りに関するサービスを充実

当行に年金振込いただいたお客さま、または年金の振込予約をいただいたお客さまを会員とする年金サークル“とりぎん悠遊倶楽部”では、様々なご優待サービスをご用意しております。

- とりぎん悠遊倶楽部**
- 特典概要**
- 定期預金の金利上乘せ!  
店頭表示金利 + 年0.30%上乘せ
  - 独自提携加盟店の割引サービス!  
温泉・旅行・飲食・レジャーをはじめとして、各加盟店で割引サービスがご利用いただけます。
  - 毎年誕生日月にバースデープレゼントを進呈!  
このほかにも様々な特典をご用意しております。



## トピックス ▶ 平成27年7月「とりぎん悠遊プラス定期」の商品内容を拡充!!

とりぎん悠遊倶楽部の特典として、金利上乘せした定期預金「とりぎん悠遊プラス定期」について、お預入れ金額の上限を300万円から1,000万円へ拡大したほか、お預入れ期間に1年を追加いたしました。

## お客さまの資産形成をサポート

### ● とりぎん退職金特別金利プランの取扱い

当行では、退職金をお受け取りになられるお客さまを対象に、専用定期預金“とりぎん退職金特別金利プラン”をご用意しております。  
お預入れ期間は、1年、3年をご用意し、退職金の運用をお決めになるまでの受け皿としてもご利用いただけます。



### ● セミナーの開催

当行では、各営業店において、社会保険労務士を招いた年金相談会や専門スタッフによるマネープラン相談会を開催しております。  
また、外部講師による相続セミナーや資産運用セミナーも定期的に開催し、各種情報提供を実施しております。



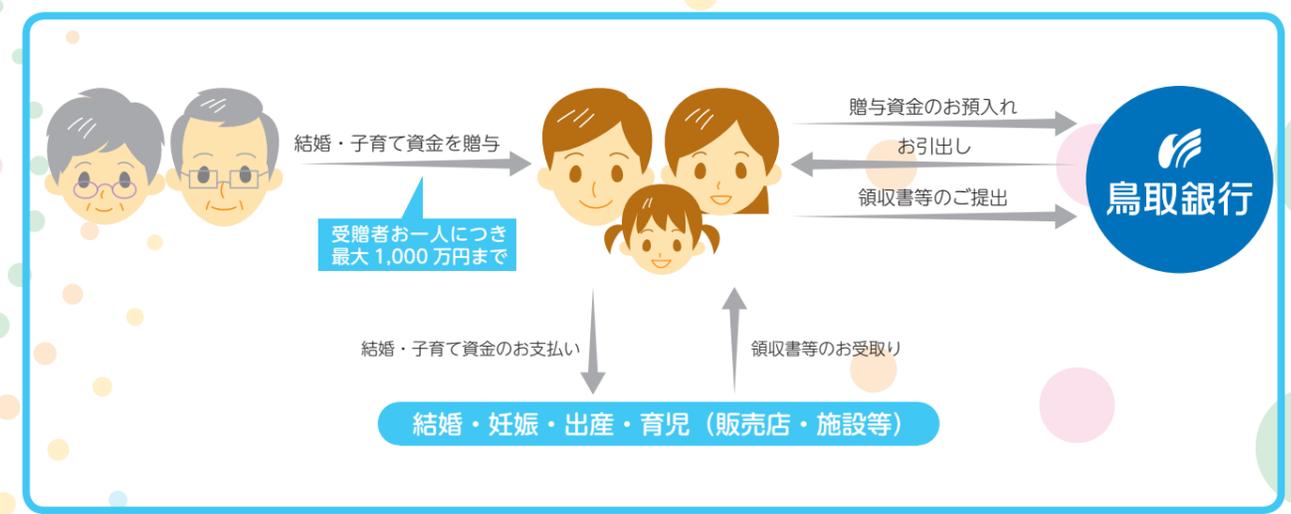
## ご家族の未来を応援するお手伝い

### とりぎん“結婚・子育て資金贈与専用口座”

平成27年度税制改正により創設された「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応した商品です。

※「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」

平成31年3月31日までの間に、贈与者(祖父母等)が受贈者(20歳以上50歳未満の子、孫等)に対して結婚や子育ての資金に充てるため一括して金銭を贈与し、金融機関と一定の特約を締結したうえで当該受贈者の名義で新たに開設された専用口座に預入された場合、受贈者一人あたり最大1,000万円が非課税となる制度



平成25年度税制改正によって創設された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応した商品として、とりぎん“教育資金贈与専用口座”もご用意しております。